

## 商業登記報酬表(1)

会社設立関連

平成19年4月1日現在

株式会社

合名・合資・合同会社

定款作成費用	印紙代	40,000円	なし
	定款認証手数料	50,000円	なし
	謄本手数料	1枚250円×枚数	なし
銀行手数料	0.25%で計算	払込金が1,000万円の場合は25,000円	なし
設立登記費用	登録免許税	最低150,000円 (出資金の7/1,000)	60,000円 (合同会社は出資金の7/1,000 または、最低60,000円)
	登記事項証明書	1,000円×必要数	1,000円×必要数
	個人の印鑑証明書	300円×必要数	300円×必要数
	会社印鑑証明書	500円×必要数	500円×必要数
司法書士報酬	定款作成・登記申請報酬	105,000円	73,500円

<注 意>

※当事務所は、電子定款、オンライン申請に対応しております。電子定款の場合、収入印紙代40,000円がかかりません。

※上記以外の費用として、印鑑代に2～3万円程度が必要になります。

※払込金保管証明発行手数料には消費税がかかります。

※類似商号調査報酬を含みます。

※司法書士報酬には、議事録作成報酬・定款作成報酬を含みます。

## 商業登記報酬表(2)

### ① 商号変更・目的変更・本店移転登記

平成19年4月1日作成

NO	登記種類	報酬金額	登録免許税	合計
1	商号変更	18,900	30,000	48,900
2	目的変更	18,900	30,000	48,900
3	商号変更+目的変更	23,100	30,000	53,100
4	本店移転(管内)	18,900	30,000	48,900
5	本店移転(他管)	23,100	60,000	83,100
6	支店設置(本店管轄内)	18,900		18,900
7	支店設置(本店管轄外)	23,100		23,100

- ・併せて定款作成まで依頼される場合には別途12,600円がかかります。
- ・併せて議事録作成まで依頼される場合には別途8,400円がかかります。
- ・併せて類似商号調査まで依頼される場合には別途8,400円がかかります。

### ② 役員変更登記

NO	登記種類	報酬金額	登録免許税	合計
8	役員変更	13,650	10,000	23,650
9	役員住所変更	10,500	10,000	20,500
10	役員氏名変更	10,500	10,000	20,500
11	役員住所変更+役員氏名変更	13,650	10,000	23,650

- ・併せて議事録作成まで依頼される場合には別途8,400円がかかります。

(注1) 株式会社における旧法の取締役3名以上、監査役1名以上という機関構成を変更して役員数を減らす登記をする場合には、登録免許税が別途かかります。

<たとえば>

取締役3名→取締役1名にする場合・・・

取締役会の廃止の登記を監査役の廃止の登記及び株式譲渡制限の変更登記が必要になり、登録免許税が合計で7万円(役員変更1万円)にまります。

監査役1名→0名にする場合・・・

監査役の廃止登記で4万円(役員変更1万円を含む)になります。

### ③ 増資、その他株式関連登記

NO	登記種類	報酬金額	登録免許税	合計
12	発行する株式総数の変更	18,900	30,000	48,900
13	株式分割	18,900	30,000	48,900
14	増資(428万6千円まで)	18,900	30,000	48,900
15	増資(428万7千円から)	18,900	増資額 ×7/1000	18,900円 +登録免許税
16	無議決権株式の発行(発行可能株式数の変更を含む)	31500	増資×7/1000 +30,000円	52,500 +登録免許税
17	無議決権株式を発行可能にする発行可能株式数の変更	31,500	30,000	61,500
18	資本減少	18,900	30,000	48,900

- ・併せて定款作成まで依頼される場合には別途12,600円がかかります。
- ・併せて議事録作成まで依頼される場合には別途8,400円がかかります。
- ・NO13 1000万円までの増額の報酬。1000万円ごとに5,250円加算。

### ④ 組織変更関連登記

NO	登記種類	報酬金額	登録免許税	合計
19	有限会社→株式会社	31,500	60,000	91,500
20	合名・合資会社→合同会社組織変更	63,000	60,000	123,000
21	合名・合資・合同会社→株式会社	84,000	60,000	144,000

- ・併せて定款作成まで依頼される場合には別途12,600円がかかります。
- ・併せて議事録作成まで依頼される場合には別途8,400円がかかります。

(注2) 事務所所定の標準的な定款記載事項による場合です。

定款内容をオーダーメイドする場合は、別途料金が加算されます。

資本金が2千万円を超える場合には、登録免許税が加算されます。

(注3) 資本金額×1.5/1000+(有)加算登記3万円

(注2・注3)

- ・商号・本店(管轄内)・目的・役員の変更を併せてされる場合には1項目+報酬15,000千円加算させていただきます。
- ・本店を法務局管轄区域外へ変更される場合には、別途本店登記手数料がかかります。
- ・増資手続を併せて行う場合には、報酬27,300円+登録免許税(増加資本金額×7/1000)加算とさせていただきます。

(注4) 資本金額によっては別途登録免許税がかかります。

(変更前資本金額×1.5/1000+資本金増加部分7/1000で計算した金額が3万円を超える場合)

(注5) 官報公告の掲載料は別途がかかります。

(1行2,854円。通常9行で25,686円)

注2, 3

注4

注5

## ⑤ 合併関連登記

NO	登記種類	報酬金額	登録免許税	合計
22	合併登記	63,000		63,000
23	解散・清算人の登記	18,900		18,900
24	継続の登記	18,900		

- ・併せて定款作成まで依頼される場合には別途12,600円がかかります。
- ・併せて議事録作成まで依頼される場合には別途8,400円がかかります。

## ⑥ 合名・合資・合同会社における社員変更登記

NO	登記種類	報酬金額	登録免許税	合計
25	社員の追加	18,900	40,000	58,900
26	社員の変更	18,900	10,000	28,900

- ・併せて議事録作成まで依頼される場合には別途8,400円がかかります。

(注6) 資本金額430万円から増加資本金額×7/1000+社員変更登記1万円の登録免許税がかかります。

## ⑦ 新会社法関連の登記

NO	登記種類	報酬金額	登録免許税	合計
27	確認抹消登記	13,650	30,000	43,650
28	役員任期延長	注	0	0
29	取締役の員数を3名未満にする	18,900	70,000	88,900
30	相続人に対する売渡請求条項追加の定款変更	注	0	0

- ・併せて定款作成まで依頼される場合には別途12,600円がかかります。
- ・併せて議事録作成まで依頼される場合には別途8,400円がかかります。

- ・21の登記 1円会社（特例会社）の解除条件の抹消の登記
- ・22の登記 定款を変更して役員任期を最長10年にします。

注) 定款作成・議事録作成報酬 21,000円となる

- ・23の登記 取締役1名でも可能です。

登録免許税の内訳 役員変更1万円 取締役会廃止3万円 株式の譲渡制限変更3万円

- ・24の登記 会社経営に関係のない相続人からの自社株を買い取る場合

注) 定款作成・議事録作成報酬 21,000円となる

<上記費用に含まれないもの>

- ・登記事項証明書は1通1,000円、印鑑証明書は1通500円実費（登記印紙）がかかります。
- ・登記所までの交通費や郵送料は実費精算となります。

- ・ 12, 13の増資手続について、現物出資のより増資する場合には、税理士の証明書、不動産鑑定士の鑑定評価等が必要になる場合があります。その際、別途お見積りさせていただきます。

## ⑧ その他

NO	登記種類	報酬金額
31	定款の作成	12,600円
32	議事録の作成(株主総会・取締役会議事録)	8,400円
33	同意書・辞任届・就任承諾書等	4,200円
34	官報掲載	8,400円
35	類似商号調査	8,400円
36	日当(半日)	10,500円

- ・ 登記所までの交通費や郵送料は実費精算となります。